

障害者就業・生活支援センター（生活支援等事業）実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、障害者就業・生活支援センター（以下「センター」という。）において、職場不適應により離職した者や離職のおそれのある在職者など、就職や職場への定着が困難な障害者及び就業経験のない障害者に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障害者の職業生活における自立を図ることを目的とする。

（実施主体）

第2条 この要綱における障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）（以下「センター事業」という。）の実施主体は、長崎県（以下「県」という。）とし、県は、県知事より指定を受けた社会福祉法人に委託するものとする。

（職員の配置）

第3条 センターには、生活支援を専門に担当する職員（以下「生活支援担当職員」という。）として常勤1名及び非常勤1名（五島・対馬・上五島センターを除く）を置くものとする。

2 生活支援担当職員は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者のいずれかの障害者の生活支援について相当の経験及び知識を有するものであり、かつ他の障害福祉についても熟知しているもの

でなければならない。

（対象者）

第4条 センター事業の対象となる者は、職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害者とする。（以下「支援対象障害者」という。）

（事業の内容）

第5条 生活支援担当職員は、支援対象障害者の家庭や職場等を訪問すること等により、支援対象障害者の生活上の相談等に応ずるなど就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上必要な支援を行うものとする。

（生活支援職員の業務）

第6条 生活支援担当職員は、県知事指定の施設の職員と協力して、支援対象障害者の把握及び適切な支援活動を行うため、次のことを行う。

（1）生活支援を希望する障害者本人の申請に基づき、地域で生活している支援対象障害者の登録を行う。

（2）登録された支援対象障害者に対し、次の支援を行う。

相談活動

日常生活の点検

その他の支援活動

(関係機関等との連携)

第7条 事業の委託を受けた社会福祉法人等は、事業の実施について、こども・女性・障害者支援センター、福祉事務所、市町、関係施設、公共職業安定所、特別支援学校及び民生委員、知的障害者相談員等と連携を密にし、センター支援事業が円滑かつ効果的に行われるように努めなければならない。

(秘密の保持等)

第8条 生活支援担当職員は、その業務を行うに当たっては、支援対象障害者本人の人格を十分尊重するとともに、支援対象障害者の身上及び家庭に関する情報については、センター業務以外に用いてはならない。

2 前項の場合においては、生活支援担当職員は、その身分を示す証明書(別紙用紙)を携行し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(費用の支弁)

第9条 センター事業に要する費用は、別表のとおりであり、県が支弁するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、センター事業の実施に関

し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成14年5月7日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年3月25日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

別紙様式（第8条第2項関係）

表 縦60mm 横95mm

身 分 証 明 書	
第 号	年 月 日 交付
	40 mm
	写 真
	30mm
所属施設	就業・生活支援センター
職 名	生活支援担当職員
氏 名	
上記の者は、当センターにおける生活支援を専門に担当する職員（生活支援担当職員）であることを証明する。	
社会福祉法人	
就業・生活支援センター所長	

裏面には、次のとおり記載すること。

注 意 事 項

生活支援担当職員は、その業務を行うに当たっては、本証明書を携行し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

別表（第9条関係）

<p>1か所当たり月額（五島・対馬・上五島センター除く） 595,180円 五島・対馬・上五島センター月額 445,877円 但し、開始月が1ヶ月に満たない場合であっても日割り計算を行わない。</p>	<p>障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料</p>
--	---